

Google アプリ/サービス専用通信プラン利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は Honda Total Care プレミアム利用規約と、本 Google アプリ/サービス専用通信プラン利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者(以下に定義する)に対して「Google アプリ/サービス専用通信プラン」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約並びに Honda Total Care プレミアム利用規約に従うものとします。

1. 契約者:本規約に基づき本サービスの利用に関して Honda との間で契約(以下、この契約を「本サービス契約」といいます。)が成立した Honda Total Care 会員
2. 電気通信サービス:電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. MNO:本サービスにおいて卸電気通信役務を提供するソフトバンク株式会社
4. 車載器: Honda CONNECT ディスプレー又は、ワイドスクリーン Honda CONNECT ディスプレー(画面上で車両の一部機能の操作や情報表示が可能なディスプレイ)
5. 車載通信機:自動車装着専用データ通信ユニット

第2条(本規約の適用)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Honda と契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
4. 本規約は、Honda Total Care プレミアム利用規約の一部を構成するものとし、Honda Total Care プレミアム利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

第3条(本規約の変更)

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相

当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Care ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約をご確認ください。

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、MNO が提供する移動無線通信に係る通信網を利用して、車載通信機の通信を行う電気通信サービスです。詳しくは、Honda Total Care ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)をご確認ください。
2. 契約者は、Google アプリ/サービスを、車載通信機による通信を用いて車載器で利用することができます。

第5条(本規約の提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、日本国内の MNO の通信区域とします(海外での国際ローミング機能は提供しません)。
2. 通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、本サービスを利用することができない場合があります。
3. 前項の場合、契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスを利用できないことによるいかなる損害賠償も Honda に請求することはできません。

第6条(通信速度と安定性及び免責)

1. Honda が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は接続状況、ネットワーク環境、その他の理由により変化することであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. Honda は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行いません。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失する可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条(通信利用の制限)

1. Honda は、技術上、保守上その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は MNO の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは MNO と Honda との間で締結される契約の規定に基づく、MNO による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時的に制限又は停止することができます。

2. 契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、前項に基づき本サービスの利用が制限又は停止されることによるいかなる損害賠償も当社に請求することはできません。

第 8 条(本サービス契約の申込みと成立時期)

1. 契約者は本サービス契約を申込みにあたり、Honda Total Care プレミアム利用契約への申込みが必要です。
本サービス契約は、利用登録車両 1 台ごとに、Honda と契約者 1 名(法人の場合は 1 社)との間で成立するものとし、1 台の車両につき複数の契約者が契約当事者になることはありません。本サービスは、当該契約者が本サービスの利用を許諾した第三者も利用でき、この場合利用者の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負います。
2. 本サービス契約申込みは、本規約を承認の上、Honda Total Care 会員であるお客様本人(法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者)が、氏名(法人又は官庁の場合には、その名称)、利用登録車両の情報、クレジットカード情報、本人認証コードその他必要な事項をスマートフォン又は PC からアクセス可能な会員サイト又は会員アプリより登録した上で、会員サイト又は会員アプリから申し込む方法で行われるものとします。
3. 本サービス契約の申込みの完了をもって契約の成立とします。
4. 本サービス契約の有効期間は、本サービスへの申込日から Honda が本サービスの提供を終了する(本規約第 10 条に基づき契約者が自ら本サービス契約の解約手続きを行うか、Honda Total Care プレミアム利用契約解約手続きを行うか、Honda Total Care プレミアム利用契約申込みの承諾を取り消された場合を含みます。)までとします。

第 9 条(本件料金)

1. 契約者は、本サービス契約に基づき、Honda Total Care プレミアムホームページに規定される料金(以下、「本件料金」といいます。)を Honda Total Care プレミアム利用規約で定める支払方法により支払うものとします。契約者は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. Honda は、Honda Total Care プレミアム利用契約の申込みの取り消し、解約その他理由を問わず、すでに決済している本サービス又は個別サービスの料金の返還・精算は一切行わないものとします。
3. Honda は MNO の通信費変動に伴い本サービスの料金を変更することができます。

第 10 条(本サービス契約の解約)

1. 契約者は、本サービス契約の解約を希望する場合、Honda Total Care 会員サイトにて定める解約フローに従い Honda に届出るものとします。解約の効力は、Honda に解約の届出が到達

した時点で生じるものとします。この場合、Honda は、既に決済している本件料金の払戻しは一切行いません。ただし、契約者は、解約の効力が生じた当月の末日まで本サービスの利用ができるものとします。

2. 前項に従い解約の届出をした契約者は、Honda に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

第 11 条(本サービスの利用)

契約者が走行中に本サービスの利用にあたり、車載器を操作したことに起因して発生した事故等については、Honda は一切の責任を負いません。

(付則)本規約は 2024 年 3 月 7 日から発効します。

2024 年 3 月 7 日制定

2026 年 4 月 1 日 一部改定

※

Google、Google マップ、Google Play は Google LLC の商標です。

Google アシスタントは、一部の国や地域ではご利用いただけません。サービスの内容は国や言語によって異なります。